

このファイルをご覧になる場合は、次の事項に注意してください。

- 1 現況調査報告書の後ろに補充現況調査報告書が綴ってあります。
- 2 現況調査報告書、補充現況調査報告書、評価書に、共有者としてA及びBが記載されていますが、その後にBが死亡しており、その相続分はAが相続しています。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 23 日

津地方裁判所伊勢支部

裁判所書記官 小 川 幸 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札及び特別売却に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 2 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 津地方裁判所伊勢支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 12 日 午前 9 時 30 分 場 所 津地方裁判所伊勢支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 4 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 3 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	950,000 760,000	一括	190,000	28,583	4,896
1	700,000				
2	250,000				
					</



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 所 在 | 鳥羽市屋内町 |
| | 地 番 | 15番90 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 225.79平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鳥羽市屋内町15番地90 |
| | 家屋 番号 | 15番90 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 82.81平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月15日

津地方裁判所伊勢支部

裁判所書記官 小 川 幸 彦

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者A(元々、A及びBの共有であったが、Bが死亡し、その相続分をAが相続した。)が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地(地番15番13、地番15番149、地番15番155)を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 所 在 鳥羽市屋内町
地 番 15番90
地 目 宅地
地 積 225.79平方メートル

所有者 A

2 所 在 鳥羽市屋内町15番地90
家屋 番号 15番90
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 82.81平方メートル

所有者 A (亡B相続分を相続した分を含む)



令和 6年(ケ)第 26号

令和 6年12月16日受理

令和 7年 2月 5日提出

現況調査報告書

津地方裁判所伊勢支部

執行官 鈴木 敏 夫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 鳥羽市屋内町
地 番 15番90
地 目 宅地
地 積 225.79平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 鳥羽市屋内町15番地90
家屋 番号 15番90
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 82.81平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



(1枚目)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
C (A 保佐人兼 B 成年後見人)	私は、A の保佐人及び B の成年後見人をしており、本件物件の鍵を預かっております。 A・B は、夫婦であり、A はグループホーム入所しており、B は、長期入院中で、物件 2 は、A・B の動産類が置かれたままの空家の状態です。 物件 2 の和室部分に汚損があります。 物件 2 の接面道路は私道であり、物件 2 には水道管の引き込みはありません。物件 2 に隣接する 1 5 - 9 1 土地・建物は、A の実家で、A が所有するものであり、同土地にホースで水道が引き込まれ、そこから物件 1 に配水されています。

執 行 官 の 意 見
■物件 1 は A が所有し、A・B が共有する物件 2 の敷地となっており、B の物件 1 に対する占有権原は、使用借権と認められる。 物件 2 は、A・B の動産類が置かれたままの空家の状態で和室部分に汚損がみられる。 物件 1 の接面道路は私道であり、物件 1 に水道管の引き込みはなく、物件 1 に隣接する A が所有する 1 5 - 9 1 土地にホースで水道が引き込まれ、そこから物件 1 に配水がなされている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年12月17日(火) 12:30-12:40	物件所在地	外観調査 写真撮影
7年1月7日(火) 10:00-10:30	物件所在地	Cに面談 立ち入り調査 写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

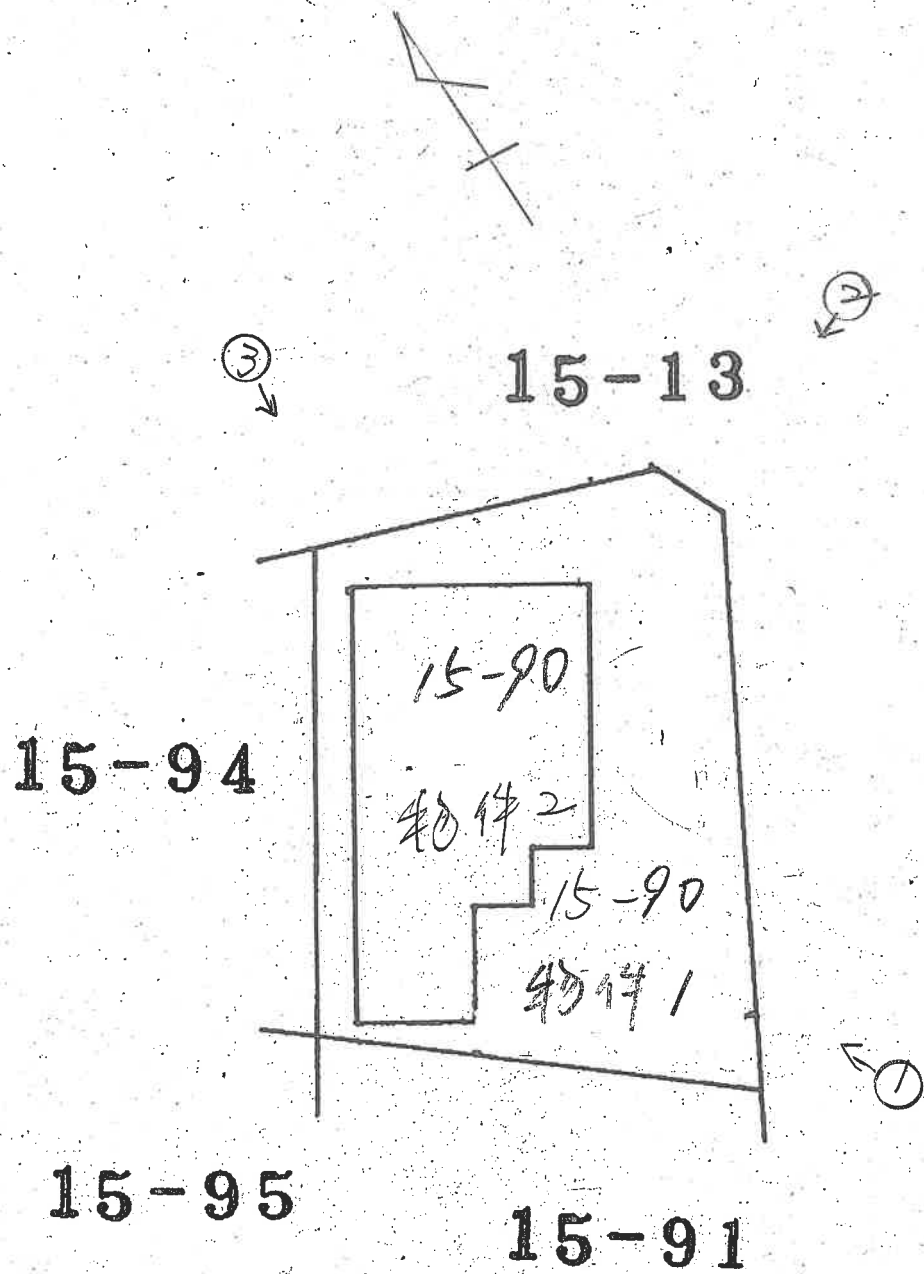
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせて上で解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

土地建物位置関係図



←○ 写真撮影方向位置番号

(5 枚目)

間 取 図



←○ 写真撮影方向位置番号
(6 枚目)

①



物件1

物件2

②



(7 枚目)

物件2

③



④

物件2
内部



(8 枚目)

⑤

物件2
内部



⑥

同工



(P 枚目)

令和 6年(ケ)第 26号

令和 7年 3月24日受理

令和 7年 4月30日提出

補充現況調査報告書

津地方裁判所伊勢支部

執行官 鈴木 敏 夫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 鳥羽市屋内町
地 番 15番90
地 目 宅地
地 積 225.79平方メートル
所有者 A

2 所 在 鳥羽市屋内町15番地90
家屋 番号 15番90
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 82.81平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



(1枚目)

執行裁判所が定める記載事項

- 1 本件土地・建物に件外土地（地番・15番91）・建物（家屋番号・15番91）から引き込まれているガス管、上下水道管、テレビアンテナの線、その他生活に必要なものの有無（有の場合は、その種類、引き込み方法）

上記事項については、件外土地から本件土地に引き込まれているガス管、下水道管はなく、上水道管が塩ビ管で件外土地から本件土地に引き込まれ、テレビアンテナの線（ケーブルテレビ）が本件建物から件外建物に有線で引き込まれているようである。

その他生活に必要なものの引き込みはない。

- 2 本件土地・建物の公道との接道状況（公道の特定、公道に至るまでに私道を利用（通行）している場合は、当該私道の特定、位置関係、所有者、通行権設定の有無、有償か無償かを含む）。

上記事項については、本件土地・建物の公道（市道黒田団地支線6号）との接道状況は、別紙地図写及び公図写のとおりであり、位置指定道路と思われる私道（15-155、15-149、15-13）の所有者は、造成・分譲した当時とそれぞれ異なっており、Cに聴取したところ、通行権の設定の有無については不明とのことであった。

以 上

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
C (A 保佐人兼B 成年後見人)	件外土地から本件土地に引き込まれているガス管、下水道管はなく、上水道管が塩ビ管で件外土地から本件土地に引き込まれています。 また、テレビアンテナの線（ケーブルテレビ）が本件建物から件外建物に引き込まれているようです。 その他生活に必要なものの引き込みは相互にありません。 本件土地の周囲の道路は私道ですが、通行権の設定等についてはよくわかりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年3月26日(水) 14:00-14:30	鳥羽市役所税務課及び 建設課	現況地番図受交付等
7年3月26日(水) 15:40-16:00	津地方法務局伊勢支局	全部事項証明書等受交付
7年3月27日(木) 16:40-16:50	三重県志摩建設事務所	道路位置指定申請書写し等受交付
7年4月22日(火) 14:30-14:40	鳥羽市役所建設課	市道地番確認
7年4月23日(水) 16:30-16:40	当庁執行官室	Cに電話で聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせて上で解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったので、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

地図

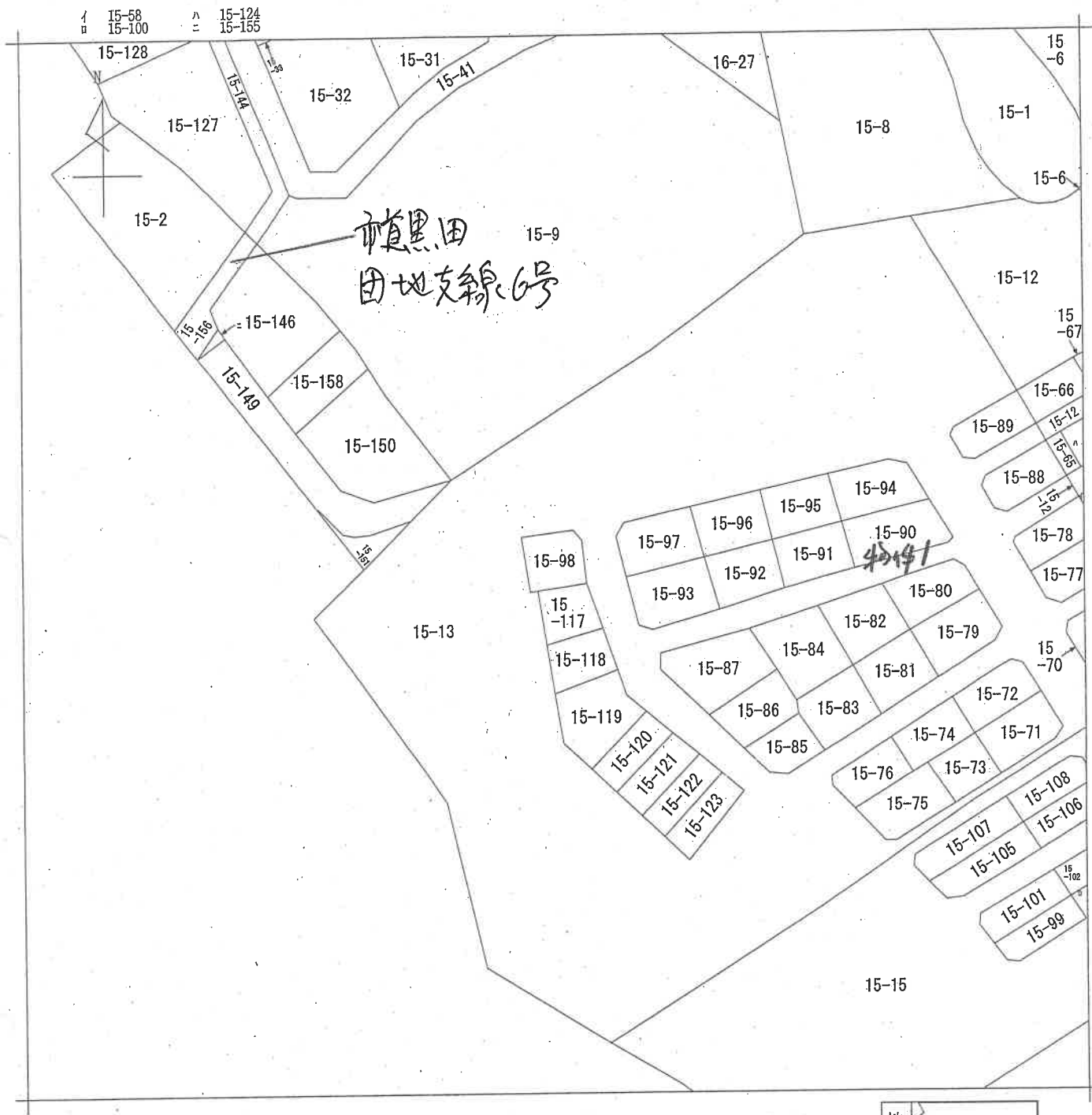


※表示されている地図及び各空間コンテンツ等の情報（表示の有無、表示位置、範囲、形状等）については、誤差がある場合があります。正確な内容については、必ず掲載情報のお問合せ先に御確認ください。

メモ

000000

(5枚目)



請求部分	所在	鳥羽市屋内町				地番	15番98			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項		

A4版に縮小

令和 6 年（ケ）第 2 6 号	
令和 7 年 1 月 7 日	現地調査
令和 7 年 1 月 1 6 日	評 価

津地方裁判所 伊勢支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤 川 勝 彦

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 950,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 700,000 円
物件2（建物）	金 250,000 円

- ① 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

* * * 以 下 余 白 * * *

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

- 5 その他特別の評価条件
特になし。

* * * 以 下 余 白 * * *

第3 目 的 物 件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	鳥羽市屋内町	
	地 番	1 5 番 9 0	
	地 目	宅地	
	地 積	225.79 m ²	
	所 有 者	A	
2	所 在	鳥羽市屋内町 1 5 番地 9 0	
	家屋番号	1 5 番 9 0	
	種 類	居宅	
	構 造	木造瓦葺平家建	
	床 面 積	82.81 m ²	
	所 有 者	A (持分 2 分の 1) B (持分 2 分の 1)	
番号	特 記 事 項		
	接面道路は、私道である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	近鉄鳥羽線「池の浦」駅 南東 方 直線距離 約 690 m	
付 近 の 状 況	鳥羽市中心部より西方に位置する空地等も見られる住宅団地・緑ヶ丘。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域内（非線引）
	用 途 地 域	無指定
	指定建ぺい率	6 0 %
	指 定 容 積 率	2 0 0 %
	防 火 規 制	—
	その他の規制	地すべり防止地区 伊勢志摩国立公園（普通地域） 日影規制
画 地 条 件	・地積：225.79 m² ・ほぼ長方形形状画地 ・間口：約 18m，奥行：約 13m ・ほぼ平坦地勢	
接 面 道 路	・南東側 幅員約 4.5 m（種別：私道），舗装有 ※建築基準法第42条1項5号道路 ※接面道路より約 0～0.5m高く接する。 ・北東側 幅員約 4.5 m（種別：私道），舗装有 ※建築基準法第42条1項5号道路 ※接面道路より約 1m高く接する。	
土地の利用状況等	・物件2の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道	有※
	ガス配管	無
	下 水 道	無
特 記 事 項	※約 100m北西側に位置する上水道管から，個人としてホースにて本件土地の隣接地（同所 15 番 91）に上水道を引き込んでいる。そして，当該隣接地から本件土地へと上水道を引き込んでいる。そのため，本件土地と当該隣接地の上水道は共有で，水道メーターは一つである。	

（注）「有」、「無」の基準については，以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物	
建築時期及び経済的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）	平成6年4月28日新築
	経 過 年 数	31 年
	経済的残存耐用年数	— 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディングなど
	内 壁	クロス貼・合板貼など
	天 井	クロス貼・合板貼など
	床	畳・フローリングなど
	設 備	電気，給・排水，衛生，ガスなど
	そ の 他	無
床 面 積 （ 現 況 ）	82.81 m ²	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取	台所＋4室＋納戸
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	屋内で小動物を飼っていた。 汚損あり。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	13,600	0.81	225.79	0.50	1,240,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格……別紙「標準画地価格決定表」参照

イ 個別格差……0.81 <下記条件の相乗積>

※小数点第3位四捨五入

画地条件（角地） 1.01

画地条件（供給処理）0.80

ウ 地 積……登記数量による。

エ 建付減価……建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ = エ
2	150,000	82.81	0.03	370,000

※万円未満切捨

ウ 現価率……耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた。

$$\begin{aligned}
 \text{現価率} &= \left\{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{\text{観察減価率}}{\text{経済的残存耐用年数} - \text{経過年数}} \right\} \times (1 - 0.50) \\
 &= 0.03
 \end{aligned}$$

※小数点第3位四捨五入

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1, 240, 000	0. 05	使用借権	60, 000

※万円未満四捨五入

イ 土地利用権等割合

- ・土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を5%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) (1②エ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1, 240, 000	-60, 000		1. 00	0. 60	700, 000
2	370, 000	+60, 000	1. 00	1. 00	0. 60	250, 000
一 括 価 格 (合 計)						950, 000

※万円未満切捨

ウ 占有減価修正……特にない。

エ 市場性修正……特にない。

オ 競売市場修正……評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料

- ・位置図
- ・公図写し（法務局備付図面に基づく）
- ・地積測量図写し（同上）
- ・建物図面・各階平面図写し（同上）
- ・建物見取図（概略）

以上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

幅員約 4.5m舗装道路沿いの規模約 200 m²の整形地

(2) 地価公示価格「鳥羽－2」

所 在：鳥羽市小浜町字カウジ村 300 番 33
 価 格：27,600 円／m²
 位 置：近鉄鳥羽線「鳥羽」駅の西方道路距離約 850m
 価 格 時 点：令和 6 年 1 月 1 日
 地 積：175 m²
 供給処理施設：水道
 接 面 街 路：南東側，幅員 7m市道
 用 途 指 定 等：非線引区域・2 住居（建ぺい率 60%，容積率 200%）
 地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

(3) 地価公示価格・地価調査価格を規準とした価格

価格時点 年月日	価 格 円／m ² ア	時点修正 イ	標準化補正 ウ	地域要因 エ	規準とした価格 円／m ² ア×イ×ウ×エ
R6.1.1	27,600	× $\frac{98.9}{100}$	× $\frac{100}{100}$	× $\frac{100}{200}$	13,600

ウ 主たる標準化補正内訳……標準的

エ 主たる地域要因内訳………200（交通，環境条件格差等を考慮した）

(4) 標準価格の決定

標準画地の価格は，（3）で求めた価格との均衡及び近時の地価動向
 の特徴等を総合的に勘案し， 13,600 円／m²と決定した。

○ 標準価格 13,600 円／m²

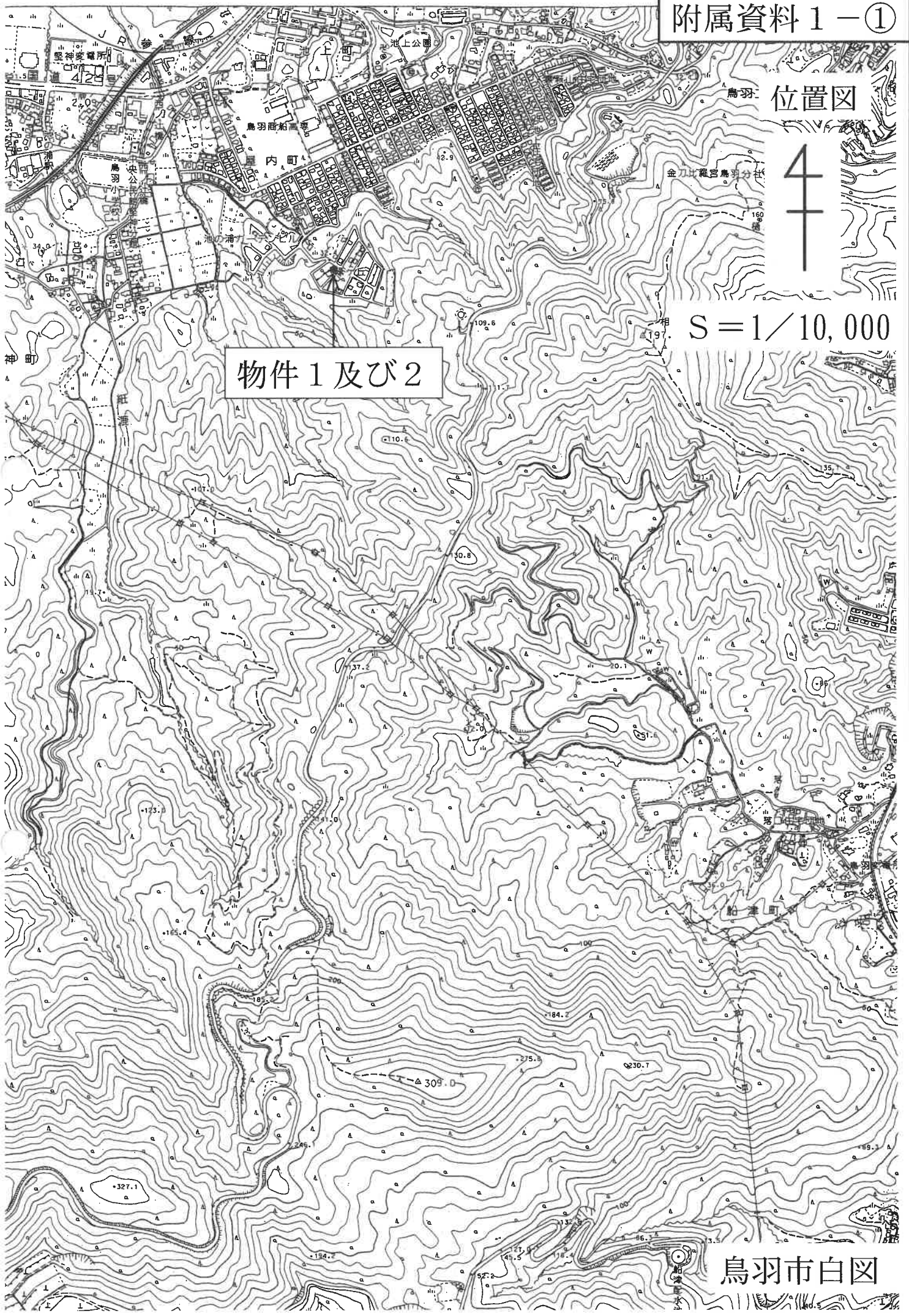
位置図

4

S = 1 / 10,000

物件 1 及び 2

鳥羽市白図



位置図



S=1/2,500

屋内町

中央公民館屋内分館

池の浦ガーデンヒル

物件 1 及び 2

緑ヶ丘

池上住宅団地

鳥羽市白図





15-9

15-8

15-1

物件 1

15-94

15-90

15-98

15-117

15-118

15-119

15-120

15-121

15-122

15-123

15-97

15-96

15-95

15-93

15-92

15-91

15-87

15-82

15-80

15-78

15-58

15-59

15-60

15-55

15-62

15-68

15-67

15-66

15-89

15-88

15-85

15-84

15-83

15-81

15-79

15-76

15-75

15-74

15-73

15-72

15-71

15-70

15-69

15-68

15-67

15-66

15-65

15-64

15-63

15-62

15-61

15-60

15-59

15-58

15-57

15-56

15-55

15-54

15-53

15-52

15-51

15-50

15-49

15-48

15-47

15-46

15-45

15-44

15-43

15-42

15-41

15-40

15-39

図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

() 地積測量図 (写)

新15-13、13-9A、9B
地積測圖

117.123
地積測圖

昭和46年12月13日登記

昭和 年 月 日

者製作

屋內町

15-13 15-69a-98

所在地

(三)重慶土地家屋調查士會用紙)

縮尺 1/200

(9/1)



地積測量図 (写)

昭和66年12月13日登記

2/6

作製年月日
昭和 年 月 日
作製者



1枚目と同様
積測量

前後新地

211723

番 15-13, 15-69-98

屋内町

土地の所在

(1)

13224 - (10) 194,1250 + 204,3600 + 184,7250 + 188,1000 + 148,7200 + 204,0150 + 178,6800
(11) 203,4800 + 202,8800 + 184,6800 + 211,2000 + 233,8250 + 204,1200 + 214,5650
(12) 230,0600 + 236,6600 + 194,4800 + 203,30 + 272,1200 + 190,3250 + 196,4850
(13) 225,7900 + 198,9000 + 198,9800 + 204,1100 + 155,1050 + 187,98 + 203,7000
(14) 215,335 + 157,1000 = 714,43250 (m²)

受託

(三重県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/

地積測量図 (写)

211727 前後 新 1枚目と同様

番 15-13
15-69 ~ 15-98

地 積 測

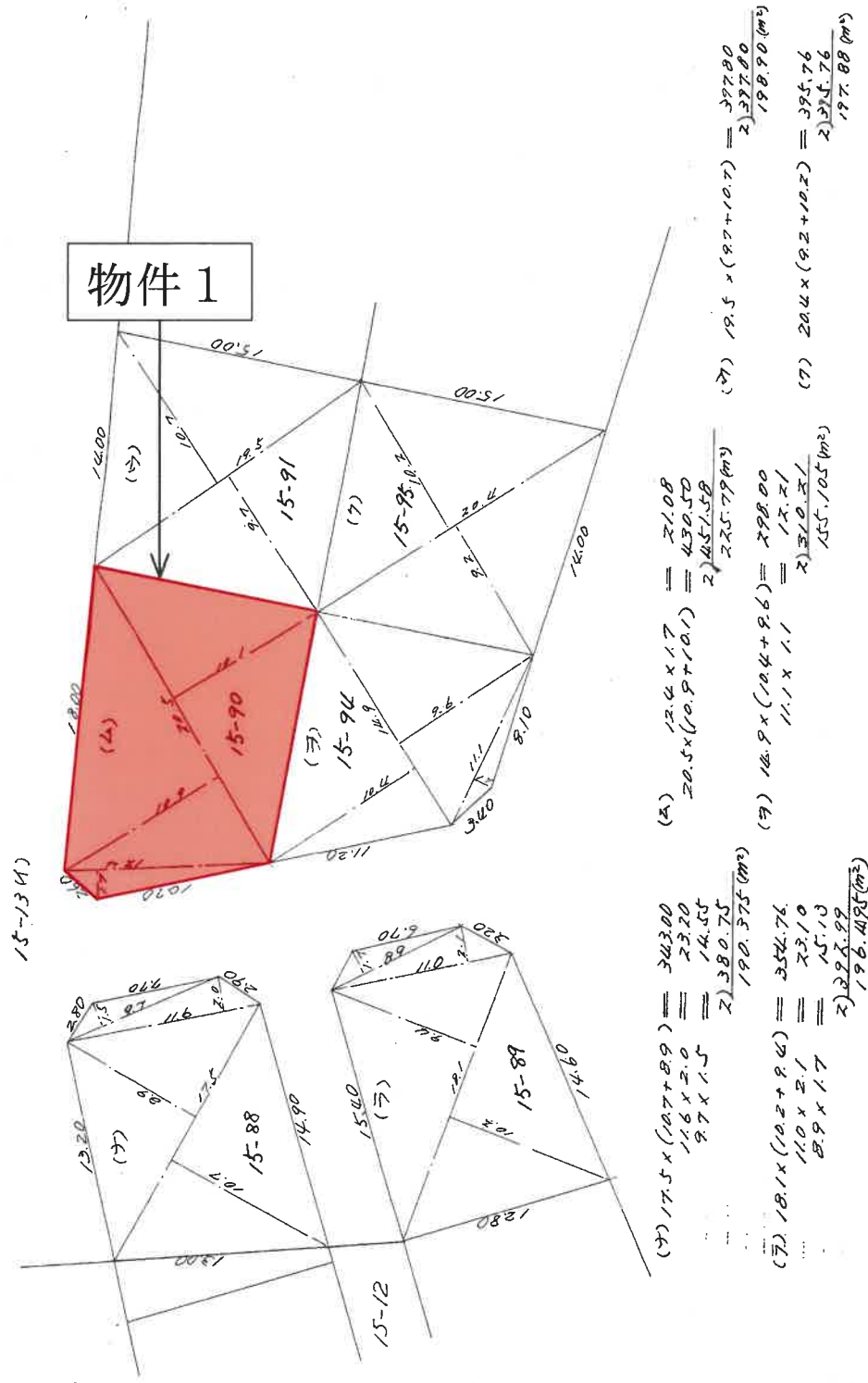
昭和46年12月13日登記

土地の所在 島根県松江市大字屋内町

4/4

昭和46年12月13日
製作者 松江市地家屋調査士会

6/6



縮尺 1/300

(三重県土地家屋調査士会用紙)

受託

809899

各階平面図

家屋番号 15-90

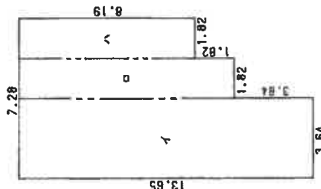
建物図面

建物の所在 鳥羽市屋内町15番地90

附録第八号ノ四



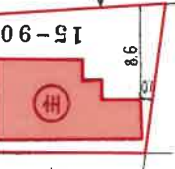
主建物1階



求積表			
イ	13.65	×	3.64
		=	49.6860
ロ	10.01	×	1.82
		=	18.2182
ハ	8.19	×	1.82
		=	14.9058
合計			82.8100
床面積			82.81㎡

物件1

縮尺



物件2

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作製者



(三重県土地家屋調査士会用紙)

建物図面・各階平面図(写)

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

建物見取図（概略）

